

「最終処分法に基づく基本方針の改定について」

平成27年3月9日

興 直孝

標記の件について、経済産業省資源エネルギー庁から、2月19日から3月20日までの間、「意見公募」が行われている。浜岡原発を抱える静岡県において、本件について、どのような対応をなされるのか、静岡県防災・原子力学会議メンバーとして、強い関心を有しており、本日の会議に私見を提出させていただきます。

1. 改定に当たり追加する主な内容として、3点が記載されている。第一番目の「政策や処分事業の回収可能性の担保」、第二番目の「国の当該事業についての積極的な関与」そして、第三番目の「原子力委員会の当該事業についての活動評価」が打ち出されていることは評価すべきことと思料している。

2. 回収可能性の担保として、第4項第5パラにおいて、「機構（NUMO）は、特定廃棄物が最終処分施設に搬入された後においても、安全な管理が合理的に継続される範囲内で、最終施設の閉鎖までの間の廃棄物の搬出の可能性（回収可能性）を確保するものとする。」と新たに規定された。然しながら、究極には当該サイトにおいて地層処分を目指しながら回収可能性を担保するということであり、それでもって、理解が得られるのであろうか。地層処分問題は、超長期に亘る事業であり、国の積極的な関与については、国が前面に立った当事者としての役割への期待があるのではないかと、思料される。原子力委員会の活動評価がどれだけの意味を持つものなのか等明確にしていくことがあるものと考えられる。

3. 加えて、昨年4月策定されたエネルギー基本計画や昨年5月の総合エネルギー調査会の増田委員会中間報告においても、最終処分の安全性に対し十分な信頼が得られていないことが明記されている現状において、提示された基本方針では何らの記載もなく、前文第3パラにおいて、「最終処分の技術的信頼性に関する専門的な評価が国民に十分には共有されていない状況を解消していくことが重要である。」と、されているに留まっている。

4. 東電福島第一原発事故問題を契機に高まった国民の安全性に対する懸念に真摯に応えることが、これまでになく求められてきているが、未だ道半ばの状況と考えられる。こうした中、高レベル地層処分地の選定に当たっては、情報の公開に努めて、理解を得ることで解決を図ることが出来る問題ではなくなってきていると思料しており、今回の基本方針案では必要な要素が盛り込まれているとは言い難いと憂慮している。加えて、高レベ

ル地層処分地選定問題は、国民共通の克服すべき問題で、新たに前文第3パラに、「社会全体の利益であるとの認識に基づき、その実現に貢献する地域に対し、敬意や感謝の念を持つとともに、」等の規定ぶりが見られることは、評価すべきことと思料している。然しながら、全く原子力施設を受け入れたことが無い地域の理解を得ていくことが必要であり、既存原発の再稼働問題とは、全く異質の問題であり、新たな合意形成の在り方に抜本的に取り組むことが必要である。

5. 新たに、第7項第5パラに、「原子力発電に伴って発生する使用済み燃料を安全に管理する必要がある。このような観点も踏まえ、使用済み燃料の貯蔵能力の拡大を進める。(以下略)」と規定されている。貯蔵能力の拡大は必要と思料されるが、その必要性についての規定ぶりは、昨年策定された「エネルギー基本計画」の規定ぶりとは趣を異にしたものであり、違和感を感じるものである。

6. 最終処分地の選定問題がこの十年間以上、うまく進まなかったのは、NUMO自身が発生当事者としての説明する立場になく、過大の期待を抱いてきた政府関係者の責任であったことも大きな反省であったと思料している。こうした観点から、第2項第4パラにおいて、発生当事者である発電用原子炉設置者の積極的な協力が、また、第4項第3パラには、原子力規制委員会の、第7項第6パラでは原子力委員会の国の機関挙げての役割が、新たに、規定された今回の基本方針では改善されており、評価できるものと期待している。基本方針の中に盛り込まれた国の役割の具体が明らかになることを期待している。

(以上)